

諮問番号：令和元年度諮問第4号
答申番号：令和元年度答申第7号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が平成31年2月25日付けで提起した、葛飾区長（以下「処分庁」という。）による保育所入所保留処分（平成31年2月12日付け30葛子字第589号で決定の通知を行った審査請求人の子であるA（以下「姉」という。）及びB（以下「弟」という。）に対する処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、棄却されるべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、姉及び弟について、平成31年4月1日から保育を受けることを希望する内容で、保育所の入所申込みを行ったところ、処分庁が本件処分を行ったため、審査請求人が本件処分の取消しを求めたものである。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

平成30年12月6日、処分庁保育課入園相談係を訪問し、保育園等入園申込書の「兄弟姉妹で入園を希望される場合」欄のレ点の記入箇所について問い合わせをした。

その際、「姉の入園優先を希望。ただし、姉の入園が保留になる場合でも、弟の保育園入園を希望する旨」を伝えたにもかかわらず、窓口担当者のチェックしたレ点個所は「上の子のみ入園の場合は希望する（同時に入園できる場合は希望順位を優先する）」であった。

入所保留となったのは、窓口担当者の過失によるものであり、過失に基づく本件処分は取り消されるべきである。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 姉については、保育を希望するC保育園について、平成31年4月1日からの3歳児の入所希望者数及び受入可能児童数を調査したところ、入所希望者は8人、受入可能児童数は0人であったため、区長が入所を決定する者はいなかったものである。

したがって、姉に対する本件処分に、違法又は不当な点はない。

(2) 子育て支援窓口では、申請書類に記入漏れ等があった場合、申請者本人に記入してもらうことにしており、窓口担当者が記入することはない。また、申請者に

聞き取りをした結果について補記すべき事項がある場合には、赤字で記入することとしている。当該保育所等入園申込書には赤字で補記された箇所はない。

したがって、当該保育所等入園申込書は審査請求人本人が記入したものであって、「上の子のみの入園の場合には希望する（同時に入園できる場合は希望順位を優先する）」としていたため、入所保留となったものであり、弟に対する本件処分に、違法又は不当な点はない。

3 審査庁の意見

本件処分の維持が適当である。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁は、姉の保育をC保育園の3歳児の受入可能児童数を調査したところ、0人であったことから、姉について入所保留としたものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(2) 処分庁の平成31(2019)年度、保育施設利用申込受付マニュアルでは、「受付では赤ペンを使用すること。聞き取りによる補記も必ず赤で記入する。」「窓口で受付けた書類は、書類の上部中央に受付日と担当者名を必ず赤で記入する。」などと記載され、処分庁担当者が記入した部分と、申込者が記入した部分を明確に区別できるようにしている。

本件処分の各申込書を確認すると、黒ペンで記入されている箇所と赤ペンで記入されている箇所があり、該当部分は黒ペンでチェックされている。

また、同申込書中、審査請求人又は審査請求人関係者が記入したことに争いがないと思われるその他の部分と該当部分は、同じ筆記具を使用されていると思われるし、筆の圧力及び勢いも同一人のものと思われる。

そのため、同チェック欄を処分庁担当者が記入したものとするのは困難であり、審査請求人又は審査請求人関係者が記したものと思われる。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経 過
令和元年 10 月 30 日	諮問書の受理
令和元年 11 月 18 日	審議
令和2年 1 月 20 日	審議
令和2年 2 月 18 日	審議

第6 審査会の判断の理由

1 争点

審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえると、本件審査請求における争点は、姉に対する本件処分に違法又は不当な点はないか（以下「争点1」という。）であり、次に弟の本件処分に違法又は不当な点はないか（以下「争点2」という。）である。

2 争点に対する判断

(1) 争点1について

法第24条第1項は、市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、同条第2項に定めるところによるほか、当該児童を保育所において保育しなければならないと規定しており、同条第2項と相まって、市町村に保育所を整備し、保育所における保育を実施する義務がある旨を明らかにしたものと解される。

他方、法附則第73条第1項により読み替えて適用される法第24条第3項の規定によると、市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足し、又は不足するおそれがある場合は保育所等の利用について調整を行うものとする旨を規定している。これは、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足する場合を想定し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用することを認めているものであって、保育所への入所を希望するすべての児童に対し保育を実施する義務を課したものと解することはできない。

姉に対する本件処分は、葛飾区保育の利用の調整等に関する規則（平成27年葛飾区規則第10号）第4条第2項に基づき算定指数を算定した結果、姉に係る審査請求人及び審査請求人の妻の算定指数は46点であったが、姉の保育を希望するC保育園の3歳児の入所希望児童数及び受入可能児童数を調査したところ、入所希望児童数8人に対し、受入可能児童数が0人であったため、姉は入所保留となったものである。

したがって、姉に対する本件処分が違法又は不当であるとはいえない。

(2) 争点2について

審査請求人は、利用申込書の「兄弟姉妹で入園を希望される場合」欄をチェックしたのは処分庁窓口担当者であり、審査請求人の意思に反する箇所にチェックしたと主張し、他方、処分庁は、処分庁窓口担当者は申込書記入欄にチェックすることはないと主張する。

処分庁の平成31(2019)年度版保育施設利用申込受付マニュアルによると、「受付では赤ペンで使用すること。聞き取りによる補記も必ず赤で記入すること。」「窓口で受付けた書類は、書類の上部中央に受付日と担当者を必ず赤で記入する。」等と記載されている。

そこで、申込書をみると、該当箇所は黒でチェックされており、また、使用されている筆記具は、審査請求人又は審査請求人関係者が記入したことに争いがないと思われる他の部分と同じであり、筆の圧力及び勢いも同一人であると思われる。さ

らに、処分庁窓口担当者又は処分庁の職員が記入したことに争いがないと思われる部分（赤ペンで記載されている部分）と明らかに「レ点」の形状が異なる。

以上のことから、同チェック欄を処分庁担当者又は処分庁の職員が記載したものと考えるのは困難であり、審査請求人又は審査請求人関係者が記載したものと考えるのが妥当である。

本件処分は、当該申込書に基づき、処分庁において審査の結果、決定したものであり、弟に対する本件処分が違法又は不当であるとはいえない。

3 裁決について

以上からすれば、本件処分は違法又は不当とはいえず、本件審査請求は棄却するのが相当である。

第7 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員による審理手続については、令和元年6月26日付けで、審査請求人に対し、処分庁からの回答書の副本を送付し、意見がある場合には同年7月10日までに書面で提出するように求めながら、一方で、同日付けで審査請求人及び処分庁に対し、審理手続を終結した旨を通知している。

これは、審査請求人の回答書副本に対する意見の提出する機会を失わせるものである。

したがって、本件審査請求に係る審理員による審理手続については、不適切な点があったと言わざるを得ない。

しかし、本審査会として、処分庁からの回答書の副本に対し、意見がある場合は、書面で提出するように求めたところ、審査請求人からの書面の提出はなかった。

そのため、上記審理手続中の不適切な点は、上記第6の結論を覆すものではないとするのが相当である。

第8 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第9 付言

審査庁は、審理員から審理員意見書が提出された際には、その審理手続が適正に行われているかを必ず検証し、不適切な点が見られた場合は、審理員意見書を審理員に差し戻し、再度、審理手続を行うようにするなど、審理員による適正な審理手続の確保に努められたい。

葛飾区行政不服審査会
会長 大竹 由紀子
委員 室井 敬司
委員 上松 正明